

# 市民投票制度の個別論点について（論点5から論点8までの検討）

平成 20 年 8 月 27 日  
第 2 回 検 討 委 員 会  
資 料 N o . 2

## 論点5 投票運動

### ■検討の趣旨

投票運動について罰則等により規制を行うべきか、否かについて検討する。

### ■検討の選択肢

- 選択肢 1：投票運動について、罰則等を設け、規制する。  
 選択肢 2：投票運動について、罰則等を設けず、注意喚起を行う。  
 選択肢 3：投票運動は規制しない。（自由に投票行動を行うことができる。）  
 選択肢 4：上記 1 から 3 以外

	選択肢 1：投票運動について、罰則等を設け、規制する。	選択肢 2：投票運動について、罰則等を設けず、注意喚起を行う。	選択肢 3：投票運動は規制しない。（自由に投票行動を行うことができる。）
<b>特徴</b>	・投票運動を規制し、違反する投票運動がある場合には、罰則等を設けることを検討する。	・投票運動について、罰則等を設けず、買収等を行うことがないように注意喚起を行う。	・投票運動は規制を行わず、自由に投票活動を行うことができるものとする。
<b>課題</b>	・投票運動を規制することにより、自由な投票運動を萎縮させる可能性がある。	・違反した場合の直接的な効果がないため、買収等の投票運動を実効的に抑止できるか不透明である。	・不正行為（買収や脅迫等）に対する強制力がない。
<b>他の自治体の事例</b>	・把握する限り、常設型の市民投票条例を設置している自治体で、投票運動を規制している自治体はない。	・把握する限り、常設型の市民投票条例を設置している自治体は、罰則等の規制を行わず、買収等が行われないよう注意喚起をするにとどめる規定が多い。 <参考>他の自治体の住民投票条例において、おおむね共通している投票運動に関する規定 ・住民投票に関する運動は、買収、供応、脅迫等により市民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。	・把握する限り、常設型の市民投票条例を設置している自治体で、買収等について言及せずに、まったく自由に投票行動を行うことができるとしている自治体はない。

<参考> 個別設置型の住民投票条例において投票運動を規制した事例（吉野川可動堰建設計画の賛否を問う徳島市住民投票条例（平成11年徳島市条例第30号））  
 （投票運動）

第14条 住民投票に関する運動は、市民の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

（禁止行為）

第15条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 可動堰建設計画についての賛否いずれかの投票をなさしめる目的をもって投票資格者又は投票運動者に対し、金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束をすること。
- 2 投票をし若しくはしないこと、投票運動をし若しくはやめたこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもって、投票資格者又は投票運動者に対する前号に掲げる行為をすること。
- 3 前2号の供与、供応接待を受け若しくは要求し、又は当該各号の申込みを承諾すること。
- 4 交通若しくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、又は文書図画を破損し、その他偽計詐術等不正の方法をもって住民投票の自由を妨害すること。
- 5 可動堰建設計画についての賛否いずれかの投票をなさしめる目的をもって戸別訪問をすること。

（罰則）

第16条 前条第1号から第5号までの規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

## 論点 6 投票請求の制限期間

### ■ 検討の趣旨

同一の事案について再度投票の請求を行うことについて、制限期間を設けるべきか、否かについて検討する。

### ■ 検討の選択肢

選択肢 1 : 投票請求の制限期間を設けない。  
 選択肢 2 : 投票請求の制限期間を設ける。  
 選択肢 3 : 上記 1 から 2 以外

	選択肢 1 : 投票請求の制限期間を設けない。	選択肢 2 : 投票請求の制限期間を設ける。
<b>特徴</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投票請求の制限期間は設けず、同一の事案であっても、いつでも何度でも投票の実施を請求することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同一の事案について投票を行う場合には、一定期間投票請求の制限期間を設ける。</li> <li>一定期間投票結果の安定を確保することができる。</li> </ul>
<b>課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民投票が乱発される可能性がある。</li> <li>市民投票実施後、直ちに同一の事案について投票が発議され、それぞれ違う結果になった場合に、投票結果をどのように尊重するかを判断しがたい。</li> <li>当市においては、他の自治体とは異なり、市民が投票を請求する場合、署名数が請求権者の 50 分の 1 と 4 分の 1 の場合で投票を請求することができ、50 分の 1 の場合であれば、比較的容易に投票請求ができることを考慮する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投票の対象事項が同一のものであるかどうかの判断を、誰がどのような基準で行うのかを検討する必要がある。</li> <li>投票請求の制限期間をどのような基準で決定するかが問題となる。</li> </ul>
<b>他の自治体の事例</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>神奈川県川崎市、大阪府豊中市</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>把握する限り、常設型の市民投票条例を設置している自治体は、ほぼ投票請求の制限期間を設けている。</li> <li>他の自治体では、愛知県名張市が 1 年間の制限期間を設けているのを除き、すべて 2 年間の制限期間を設けている。</li> </ul>

## 論点7 投票の実施期日

### ■検討の趣旨

投票実施時の実施期日の設定方法について検討する。

### ■検討の選択肢

選択肢1：実施期日を定めず、案件ごとに設定する。  
 選択肢2：実施期日の目安を設定する。  
 選択肢3：上記1から2以外

	選択肢1：実施期日を定めず、案件ごとに設定する。	選択肢2：実施期日の目安を設定する。
特徴	・実施期日は定めず、投票の案件ごとに定める。	・投票の案件ごとに定めるのではなく、実施期日について「〇日以内に行う」等の目安となる規定を設ける。
課題	・案件ごとに実施期日を決定するため、投票の実施時期が不明確である。 ・実施期日を定める際に誰がどのような基準を定めるかを判断する必要がある。	・投票実施の期日の目安をどのような基準で設定をするのかを検討する必要がある。
他の自治体の事例	・該当例は把握していない。	・把握する限り、常設型の市民投票条例を設置している自治体は、ほぼ投票請求に実施期日の目安を設けている。 <参考> 他の自治体における規定方法の例 ・概ね30日経過後、90日を越えない範囲で定める。 （愛知県名張市、滋賀県近江八幡市、埼玉県富士見市、神奈川県逗子市、大阪府岸和田市） ・実施が決定してから90日を越えない範囲で定める。 （群馬県桐生市、広島県広島市、千葉県我孫子市、神奈川県大和市、岩手県宮古市、山口県山陽小野田市、大阪府豊中市、北海道稚内市）

### <参考>

公職選挙法（以下、「公選法」という。）第5章の選挙期日（投票日）についての規定

- (1) 衆議院・参議院、地方公共団体の議会議員、長の任期満了期間による選挙は、任期が終わる日前30日以内（公選法第31条第1項、第32条第1項、第33条第1項関係）
- (2) 衆議院、参議院、地方公共団体の議会の解散による選挙は、解散日の40日以内（公選法第31条第2項、第33条第2項関係）
- (3) 市町村の設置（合併等）による議会議員、長の選挙等は、市町村の設置等の日から50日以内（公選法第33条第3項、第34条第1項）に選挙を行う。

## 論点8 情報提供のあり方

### ■ 検討の趣旨

市民投票の実施にあたり、市民投票についての情報提供をどのように行うべきかを検討する。

### ■ 検討あたっての視点

- 公平・中立的な情報提供を実施するための方策としてどのような形での情報提供が可能であるのか。
- 行政が情報提供の主体になるかどうかを含め、行政がどのような姿勢で投票の実施についての情報を取り扱えばよいか。
- 市民が投票を行うにあたって、投票の対象についての適切な情報を用いながら判断するための方法はどのように検討すればよいか。

### ■ 上記視点に基づいた検討

#### ○ 情報提供主体について

	行政が行う場合	第3者委員会を設置して行う	行政は情報提供を行わず、市民の自発的な情報収集に委ねる
<b>特徴</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投票の案件について、行政が公平・中立的に十分配慮しながら情報提供を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公平・中立的な観点からの情報提供が可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政の情報提供を行わず、市民が自由な意思に基づいて投票の対象について自発的に勉強会等により情報収集を行う。</li> </ul>
<b>課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投票の案件によって、行政の一方的な情報提供に止まる可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員会の委員について、誰がどのような基準で誰を行うのかを検討する必要がある。</li> <li>・ 投票の案件についての情報がない場合、行政の情報に頼ることになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投票結果による財政への影響等の現実的な観点からの情報を得た上で、投票が行われないと、結果的に投票結果を尊重できない状況が生まれ、実効性をもった投票にならない可能性がある。</li> </ul>

#### ○ 情報提供の方法について

	投票の対象事項、日時、投票所の案内のみ情報提供を行う。	投票の案件について、賛成側、反対側の意見を両方載せた上で情報提供を行う。
<b>特徴</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投票の案件の中身については、その内容等には触れず、投票事項や日時、投票所の案内のみを行う。</li> <li>・ 投票の案件について賛否等の説明や考え方ではなく、事務的な情報のみであるので、賛成側や反対側のどちらにも偏りがなく中立性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投票案件について、賛成側、反対側の意見を両方載せた上で情報提供を行う。</li> <li>・ 市民は投票案件について両者の意見を確認することができる。</li> </ul>
<b>課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投票を行うにあたり、判断材料が少なく、適切な判断ができない可能性がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賛成側、反対側の主張を、誰がどのような基準で選び、情報提供をするかを判断する必要がある。</li> </ul>

### <参考>

#### ・ 他の自治体で市民投票の実施が決定した場合に行う、または行った情報提供の媒体

- 市の広報、ホームページの活用
- 市が主催するシンポジウムや市民説明会、公開討論会（賛成反対の立場からの討論等）（新潟県巻町、岐阜県御嵩町）
- 選挙管理委員会による第3者機関からの情報提供
  - ・ 投票の対象事項、日時、投票所の案内のみ（埼玉県富士見市）
- 新聞の折込チラシや市営バスの車体広告（山口県岩国市）